

§ 6 国民年金事業

1 国民年金事業の概要

国民年金は、すべての国民を対象に、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的として、昭和34年に発足し、昭和36年に「国民皆年金」体制が始まりました。

昭和61年4月の改正においては、本格的な高齢社会に対応し、すべての国民を対象に基礎年金を支給する制度を創設しました。

その後も、多段階免除の導入（平成18年度）、受給資格期間の10年短縮（平成29年度）、産前産後期間の保険料免除の導入、年金生活者支援給付金制度の導入（令和元年度）等の改正があり、また、令和4年4月からは、老齢年金の繰下げ受給の上限年齢引上げ、繰上げ受給の減額率の見直し、国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え、同年5月からは、国民年金への加入手続きや保険料免除に関する電子申請の開始等、持続可能で国民に信頼される制度の構築を目指し、改正が繰り返されています。

国民年金事業は、国、市そして日本年金機構が密接に連携し合い取り組んでおり、少子高齢化が急速に進んでいる中、全国民の所得保障の中核を担う制度として、将来とも、制度の安定的な運営・充実が望まれています。

（1）国民年金の被保険者

国民年金の被保険者は、次の3種類に分けられます。

第1号被保険者	日本国内に住んでいる自営業者、学生、無職の方など（外国人登録されている方を含む）で20歳以上60歳未満の方
第2号被保険者	厚生年金保険、共済組合等の加入者で65歳未満の方
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

このほか、次のような方が任意加入することができます。

- ・海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ・日本国内に住所のある厚生年金保険の老齢給付等を受けられる20歳以上60歳未満の方
- ・昭和40年4月1日以前生まれで、年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方で、日本国内に住んでいる方または海外に住んでいる日本人の方（ただし、受給資格期間を満たすまでの期間）

(2) 国民年金の保険料

国民年金の第1号被保険者および任意加入者は、保険料を納めなければなりません。また、より高い老齢給付を望む第1号被保険者・任意加入者は、希望により付加保険料を納めることができます。

- ・定額保険料 月額 16,590円 (令和4年度)
- ・付加保険料 月額 400円

① 免除・納付猶予制度

保険料を納めることが困難な方には、保険料の免除制度、納付猶予制度、学生には納付特例制度があります。

法定免除	生活扶助を受けているときや、障害年金を受けているとき。
産前産後期間の免除	出産前後の一定期間の保険料については、納付することを要せず保険料納付済期間に算入されます。
全額免除	前年所得額が全額免除の基準以下、または失業等により保険料納付が困難な場合に申請して承認されたとき、保険料の全額が免除され受給資格期間に含まれます。
一部免除 4分の3免除 半額免除 4分の1免除	前年所得額が一部免除の基準以下、または失業等により保険料納付が困難な場合に申請して承認されたとき、保険料の一部が免除されます。減額された保険料を納めた期間は、受給資格期間に含まれます。
納付猶予	前年所得額が基準以下の50歳未満の方で、申請し承認されたとき納付が猶予されます。受給資格期間に含まれますが年金額へ反映されません。
学生納付特例	前年所得額が基準以下の学生で、申請し承認されたとき、納付が猶予されます。受給資格期間に含まれますが年金額へ反映されません。

(注) 厚生年金保険・共済組合の加入者である第2号被保険者とその被扶養者である第3号被保険者の保険料は、各々の制度でまとめて国民年金制度に拠出しますので、被保険者が保険料を支払う必要はありません。

ただし、第3号被保険者は、配偶者の勤務先経由での届出が必要です。

② 新型コロナウイルス感染症の影響による特例の免除申請

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金の免除基準以下まで所得の低下が見込まれる方について、臨時特例措置として簡易な手続きにより、国民年金保険料を免除または猶予する申請が可能となりました。令和4年度についても臨時特例措置が延長されています。

(3) 国民年金の給付

① 基礎年金

ア 老齢基礎年金

<支給要件>

老齢基礎年金は、大正15年4月2日以後に生まれた方を対象として、保険料を納めた期間などが原則10年以上ある方が、65歳になったときに支給されます。

<年金額>

- ・保険料を全期間（加入可能年数）納めた方
777,800円（月額64,816円）
- ・免除や未納期間がある方

$$777,800円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{一部免除月数} \times (7/8 \sim 5/8) + \text{全額免除月数} \times 1/2^*}{\text{加入可能年数} (40年) \times 12}$$

※ただし平成21年3月分までは、保険料納付月数+一部免除月数×(1/2~5/6)+全額免除月数×1/3

<支給の繰り上げ、繰り下げ>

支給開始年齢は、希望によって60歳から64歳の間に繰り上げることができますが、支給年金額は一定の率で減額されます。また、支給年齢を繰り下げて65歳以降の希望する年齢から支給を受けることもできます。この場合、支給年金額は一定の率で増額されます。

昭和27年4月2日以降生まれの人の支給率			
繰り上げ（1ヶ月あたり0.5%減額）		繰り下げ（1ヶ月あたり0.7%増額）	
60歳～60歳11月	70.0～75.5%	65歳～65歳11月	100%（繰り下げ該当なし）
61歳～61歳11月	76.0～81.5%	66歳～66歳11月	108.4～116.1%
62歳～62歳11月	82.0～87.5%	67歳～67歳11月	116.8～124.5%
63歳～63歳11月	88.0～93.5%	68歳～68歳11月	125.2～132.9%
64歳～64歳11月	94.0～99.5%	69歳～69歳11月	133.6～141.3%
65歳	100%	75歳	184%

※ 一度、減額・増額された年金額は生涯変わりません。

※ 昭和37年4月2日以降生まれの人の繰り上げ支給率は、0.4%減額です。

イ 障害基礎年金

<受給要件>

- (1) 被保険者期間中に初診日がある病気やけがで障がい者になったとき
 - (2) 60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気やけがで障がい者になったとき
- ((1), (2) の場合とも障がいの状態が障害等級表の1級または2級であることが必要です。)

<納付要件>

初診日の前日に、保険料納付済期間と免除期間を合わせて、初診日の属する月の前々月までの加入期間が2/3以上あること（初診日が令和8年3月31日までにある場合、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がなければよいことになっています。）

<年金額>

基本額 1級 972,250円（月額81,020円）
 2級 777,800円（月額64,816円）

加算額 障害年金を受けられるようになったとき、その方により生計を維持されている18歳到達年度の末日までにある子または障害等級が1級、2級の状態にある20歳未満の子がいる場合は、次の金額が加算されます。

 1人目、2人目 各 223,800円
 3人目以降 各 74,600円

なお、平成23年4月から、子の加算額の対象者は、障害基礎年金の受給権が発生した日の翌日以後に生計を維持することになった子（平成23年3月までに生計を維持することになった子も含めます）も対象とされています。

※ 特別障害給付金

<支給対象者>

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
 - (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者
- ((1), (2) に該当する方で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方)

<支給額>

障害基礎年金1級に該当する方 月額 52,300円
障害基礎年金2級に該当する方 月額 41,840円

ウ 遺族基礎年金

<受給要件>

死亡した方の配偶者で18歳到達年度の末日までにある子または障害等級が1級、2級の状態にある20歳未満の子を扶養している場合

<納付要件>

死亡日の前日に、死亡した方の保険料納付済期間と免除期間を合わせて、死亡日の属する月の前々月までの加入期間が2/3以上あること(令和8年3月31日以前に死亡した場合、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がなければよいことになっています)

<年金額>

基本額		777,800円
加算額	子1人目, 2人目	223,800円
	子3人目以降	74,600円

(ア) 配偶者が受けるとき……基本額に子の加算を加えた額

(イ) 子が受けるときの1人あたりの支給額

受給権のある子が1人……基本額

〃 2人以上……基本額に2人目以降の加算額を加え、
年金を受ける子の数で割った額

② 国民年金の独自給付

ア 付加年金

国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢年金に付加年金が上乘せされて支給されます。

<年金額>

付加年金額 200円 × 付加保険料を納付した月数

イ 寡婦年金

<受給要件>

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて、10年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合に、夫によって生計を維持し、かつ10年以上の婚姻関係が継続している妻に60歳から65歳(60歳に達した日の翌月から、死亡するか、婚姻するか、65歳に達する日の属する月)まで支給されます。

<年金額>

夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の3/4

ウ 死亡一時金

<受給要件>

3年以上、国民年金保険料を納付した方が、年金を受けないで死亡したとき、その遺族に支給されます。

<一時金の額>

保険料を納付した期間に応じて、次表のとおり。

納付済期間		金 額
36月以上	180月未満	120,000円
180月以上	240月未満	145,000円
240月以上	300月未満	170,000円
300月以上	360月未満	220,000円
360月以上	420月未満	270,000円
420月以上		320,000円

※ 4分の1免除期間については3/4、半額免除期間については1/2、4分3免除期間については1/4に相当する月数

(4) 福祉年金

この年金は、全額国が負担するので本人や配偶者または扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められています。

なお、昭和61年4月(改正法施行)から障害福祉年金の受給者は障害基礎年金に、母子福祉年金・準母子福祉年金の受給者は遺族基礎年金に移行されたため、現在は老齢福祉年金だけが支給されています。

老齢福祉年金

<支給要件>

次のいずれかに該当する方に支給されます。

- (1) 明治44年4月1日以前に生まれた方が70歳に達したとき。
- (2) 明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が、生年月日に応じて一定期間(4年1月～7年1月)以上ある方が70歳に達したとき。

<年金額> 398,500円 (月額 33,208円)

2 国民年金事業の実施状況

加入の状況

(単位：人)

年 度	人 口	被 保 険 者 数			
		第 1 号(強制)	任 意	第 3 号	計
H29	260,174	30,963	495	16,126	47,584
H30	256,772	29,539	491	15,472	45,502
R元	253,340	28,464	515	14,742	43,721
R2	250,022	28,046	554	14,084	42,684
R3	246,395	27,406	543	13,390	41,339

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

納付の状況

(単位：月，%)

年 度	対象月数 A	納付月数 B	納付率 B/A
H29	188,162	112,700	59.9
H30	178,002	109,734	61.7
R元	164,935	107,148	65.0
R2	152,591	104,086	68.2
R3	146,356	102,347	69.9

※ 各年度とも、年度末の月数を示しています。

免除者の状況

(単位：人，%)

年 度	法 定 免 除		申 請 免 除		合 計	
	免 除 者 数	免除率	免 除 者 数	免除率	免 除 者 数	免除率
H29	5,206	16.8	11,786	38.1	16,992	54.9
H30	5,109	17.3	11,197	37.9	16,306	55.2
R元	5,025	17.7	11,171	39.2	16,196	56.9
R2	5,069	18.1	11,618	41.4	16,687	59.5
R3	5,031	18.4	11,449	41.7	16,480	60.1

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

老齢福祉年金受給権者の状況

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全部支給	0	0	0	0	0
一部支給	0	0	0	0	0
全部停止	4	1	1	1	1
計	4	1	1	1	1

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

受給権者の状況

(単位：人)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
老 齢 年 金	老齢基礎	79,933	81,421	82,554	83,423	84,074
	老齢(旧法)	1,387	1,164	965	788	656
	通算(旧法)	1,142	973	804	687	547
	計	82,462	83,558	84,323	84,898	85,277
障 害 年 金	障害基礎	5,685	5,753	5,792	5,788	5,841
	障害(旧法)	160	153	140	132	120
	計	5,845	5,906	5,932	5,920	5,961
遺 族 年 金	遺族基礎	423	418	379	392	344
	母子, 準母子(旧法)	0	0	0	0	0
	遺児(旧法)	0	0	0	0	0
	寡婦年金	32	34	34	34	31
	計	455	452	413	426	375
合 計		88,762	89,916	90,668	91,244	91,613

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。